

議案第4号

大網白里市使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例の制定について

大網白里市使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年6月7日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例

(大網白里市使用料及び手数料条例の一部改正)

第1条 大網白里市使用料及び手数料条例(昭和38年条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1中央公民館の項及び白里公民館の項中「510円」を「520円」に、「610円」を「620円」に、「250円」を「260円」に、「300円」を「310円」に、「200円」を「210円」に改め、同表中部コミュニティセンターの項中「250円」を「260円」に、「300円」を「310円」に、「510円」を「520円」に、「610円」を「620円」に改め、同表大網白里市社会体育施設の設置及び管理に関する条例(平成9年条例第14号)に基づくものの項野球場の目中「640円」を「660円」に、「1,080円」を「1,100円」に改め、同項柔剣道場の目及び白里地区スポーツセンターの目中「820円」を「830円」に、「1,230円」を「1,250円」に、「200円」を「210円」に、「300円」を「310円」に改め、同項テニスコート(1面当たり)の目中「640円」を「660円」に、「1,080円」を「1,100円」に改め、同項サッカー場の目中「2,050円」を「2,090円」に、「4,110円」を「4,190円」に改め、同表市民農園の項中「510円」を「520円」に改め、同表海の家附属設備の項中「30,800円」を「31,300円」に改める。

別表第2専用使用の項メインアリーナの目中「3,080円」を「3,140円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「9,250円」を「9,420円」に、「15,420円」を「15,710円」に、「82,280円」を「83,800円」に改め、同項サブアリーナの目中「1,020円」を「1,040円」に、「300円」を「310円」に、「3,080円」

を「3,140円」に、「5,140円」を「5,230円」に、「20,570円」を「20,950円」に改め、同項武道場の目中「820円」を「830円」に、「200円」を「210円」に、「2,460円」を「2,510円」に、「4,110円」を「4,190円」に、「12,340円」を「12,570円」に改め、同項会議室・研修室・談話室・放送室・舞台・楽屋の目中「820円」を「830円」に改め、同表個人使用の項中

メインアリーナ サブアリーナ 武道場	一般	2時間	300円	を
	中学生以下	2時間	100円	

メインアリーナ サブアリーナ 武道場	一般	2時間	310円	に改
	中学生以下	2時間	100円	

め、同項トレーニング室の目中「300円」を「310円」に、「3,080円」を「3,140円」に改め、同項体力測定の目中「460円」を「470円」に改め、同表附属設備の項メインアリーナの目中「8,220円」を「8,380円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「10,280円」を「10,470円」に改め、同項サブアリーナの目及び武道場の目中「2,050円」を「2,090円」に改める。

(大網白里市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 大網白里市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和49年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第6条第2項に該当する者の項大広間の目中「1,620円」を「1,650円」に、「3,240円」を「3,300円」に改め、同項中

和室 (各一室)	半日	540 円
	1 日	1,080 円
	夜間	540 円

を

和室 (各一室)	半日	550 円
	1 日	1,100 円
	夜間	550 円

に改め、同項教

養娯楽室の目及び機能訓練室の目中「2,160 円」を「2,200 円」に、「4,320 円」を「4,400 円」に改め、同項作業室の目及び展示ホールの中で「540 円」を「550 円」に、「1,080 円」を「1,100 円」に改める。

(大網白里市青少年研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 3 条 大網白里市青少年研修センターの設置及び管理に関する条例（昭和 53 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表その他の者の項中「3,240 円」を「3,300 円」に改める。

(大網白里市立国保大網病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第 4 条 大網白里市立国保大網病院使用料及び手数料条例（昭和 60 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表人間ドック料金の項中「43,200 円」を「44,000 円」に、「59,400 円」を「60,500 円」に、「64,800 円」を「66,000 円」に、「75,600 円」を「77,000 円」に、「32,400 円」を「33,000 円」に、「5,400 円」を「5,500 円」に、「1,510 円」を「1,540 円」に、「2,160 円」を「2,200 円」に、「2,700 円」を「2,750 円」に改め、同表特別室使用料金の項中「10,800 円」を「11,000 円」に、「5,400 円」を「5,500 円」に、「2,700 円」を「2,750 円」に、「4,050 円」を「4,125 円」に改め、同表死亡診断書の項中「2,160 円」を「2,200 円」に、「1,080 円」を「1,100 円」に改め、同表死体検案書の項中「5,400 円」を「5,500 円」に、「6,480 円」を「6,600 円」に、「16,200 円」を「16,500 円」に、「10,800 円」を「11,000 円」に改め、同表診断書の項中「5,400 円」を「5,500 円」に、「3,240 円」を「3,300 円」に、「2,160 円」を「2,200 円」に改め、同表証明書の項中「1,080 円」を「1,100 円」に、「540 円」を「550 円」

に改める。

(大網白里市図書室設置管理条例の一部改正)

第5条 大網白里市図書室設置管理条例(昭和62年条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表市内の項中「3,240円」を「3,300円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「6,480円」を「6,600円」に改め、同表市外の項中「4,860円」を「4,950円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「9,720円」を「9,900円」に改め、同表の備考の2中「1,080円」を「1,100円」に改める。

(大網白里市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 大網白里市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例(平成13年条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表農事研修室の項中「720円」を「730円」に、「1,440円」を「1,470円」に改め、同表和室会議室の項中「480円」を「490円」に、「960円」を「990円」に改め、同表農産加工実習室の項中「2,160円」を「2,200円」に、「4,320円」を「4,400円」に改め、同表農事相談・資料室の項中「310円」を「330円」に、「640円」を「660円」に改める。

(大網白里市農村ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 大網白里市農村ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例(平成15年条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表研修室の項中「4,320円」を「4,400円」に、「2,160円」を「2,200円」に改め、同表和室研修室の項中「1,080円」を「1,100円」に、「530円」を「550円」に改め、同表調理及び農産物加工実習室の項中「4,320円」を「4,400円」に、「2,160円」を「2,200円」に改める。

(大網白里市行政財産目的外使用料条例の一部改正)

第8条 大網白里市行政財産目的外使用料条例(平成16年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号ただし書中「1,000分の3.24」を「1,000分の3.3」に改め、同項第2号中「1,000分の5.4」を「1,000分の5.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に発行された大網白里アリーナトレーニング室の利用に係る定期券で、その有効期間が施行日以降に及ぶものにあつては、当該有効期間が満了するまでの間、引き続きその効力を有する。